附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

2　総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表経済センサス基礎調査規則（平成二十年総務省令第百二十五号）の項中「第十三条第三項」を「第十四条第三項」に、「第十一条第二項各号」を「第十二条第二項各号」に、「第十四条第二項」を「第十五条第二項」に改める。

○経済産業省令第四十号

電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令（平成二十年政令第百九十六号）の施行に伴い、電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する電気分解の工程を経て製造した二酸化マンガンでない旨の証明書の発給に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年八月二十九日

経済産業大臣　茂木　敏充

電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する電気分解の工程を経て製造した二酸化マンガンでない旨の証明書の発給に関する省令

電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する電気分解の工程を経て製造した二酸化マンガンでない旨の証明書の発給に関する省令の一部を改正する省令

電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する電気分解の工程を経て製造した二酸化マンガンでない旨の証明書の発給に関する省令（平成二十年経済産業省令第四十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十五年八月三十一日」を「平成二十五年十月二十九日」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第四十一号

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第四十八条第一項の規定に基づき、事業再生に係る認証紛争解決事業者の認定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年八月二十九日

経済産業大臣　茂木　敏充

事業再生に係る認証紛争解決事業者の認定等に関する省令の一部を改正する省令

事業再生に係る認証紛争解決事業者の認定等に関する省令（平成十九年経済産業省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「の経験を有すること。」を「として事業再生に係る債務者とその債権者との間の権利関係を適切に調整した経験を有すること。」に改め、同条第三号中「株式会社産業再生機構」の下に「又は株式会社地域経済活性化支援機構（株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二号）による改正前の株式会社企業再生支援機構法第一条の株式会社企業再生支援機構を含む。）」を加え、「事業再生に携わった経験を有すること。」を「事業再生に係る債務者とその債権者との間の権利関係を適切に調整した経験を有すること。」に改める。

第九条第二項中「債権者全員」を「債権者の過半数」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、第四号及び第五号に掲げる事項については、債権者全員の同意によって、決議をするものとする。

第九条第二項第四号中「次条及び」を削り、同号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　第十条の債権者会議の開催日時及び開催場所

第九条の次に次の一条を加える。

（事業再生計画案の概要の説明のための債権者会議の期日の続行）

第九条の二　前条の債権者会議において事業再生計画案の説明が終了しなかった場合又は前条各号に掲げる事項について決議されるに至らなかった場合においては、債権者の過半数の同意により続行期日を定めることができる。

第十条の次に次の一条を加える。

（事業再生計画案の協議のための債権者会議の期日の続行）

第十条の二　前条の債権者会議において事業再生計画案の協議が調わなかった場合においては、債権者の過半数の同意により続行期日を定めることができる。

第十二条の見出しを「（事業再生計画案の決議のための債権者会議の期日の続行）」に改める。

第十四条第一項第三号中「消滅」の下に「（事業再生に著しい支障を来すおそれがある場合を除く。）」を加え、同項第四号中「事業の継続」を「事業再生」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。